

河川法許可申請の手引

— 令和4年8月改訂版 —

和歌山県海草振興局建設部

〒640-8312 和歌山市森小手穂227番地

担当部署：管理保全課河川管理グループ

電 話：073-488-6163

F A X：073-488-5182

〒642-0017 海南市南赤坂19番地

担当部署：海南工事事務所管理保全課管理グループ

電 話：073-400-6461

F A X：073-483-4890

目 次

1. 河川法の目的	1
2. 許可を要する行為の種類	2
(1) 河川区域内の土地の占用	
(2) 河川区域内の土地における工作物の新築、改築、除却	
(3) 河川区域内の土地の掘削等	
3. 海草振興局建設部の管理河川	3
4. 申請手続の概要	4
(1) 事前相談	
(2) 許可申請	
① 担当部署（申請窓口）	
② 申請書類の提出部数	
③ 申請書類の提出方法	
(3) 申請から許可の決定までに必要となる期間	
(4) 許可書の交付	
(5) 注意事項	
5. 提出書類一覧	6
6. 申請書類作成要領	7
7. 許可を受けた後の諸手続及び注意事項	13
(1) 申請内容との差違が生じることが予想される場合	
(2) 許可を受けた行為（工事）を完了した場合	
(3) 許可を受けた行為（工事）を中止した場合	
(4) 許可を受けた者の住所・氏名に変更があった場合	
(5) 許可等に基づく地位を承継する場合	
(6) 許可等に基づく権利を譲渡しようとする場合	
(7) 工作物の用途を廃止した場合	
(8) 土地の占用を廃止した場合	
(9) その他注意事項	
8. 様式集	
(1) 許可申請書【別記様式第八（甲）】	15
(2) 土地の占用【乙の2】	16
(3) 工作物の新築、改築、除却【乙の4】	17
(4) 土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採【乙の5】	18
(5) 河川占用料減免申請書	19
(6) 許可書紛失等届兼再交付申請書	20
(7) 地位承継届【別記様式第十一】	21
(8) 権利譲渡承認申請書【別記様式第十二】	22
(9) 工事完了届	23
(10) 用途廃止届	24
(11) 占用廃止届	25

1. 河川法の目的

河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下単に「法」という。）は、洪水、津波、高潮等による災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るため、河川を総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与するとともに、公共の安全を保持し、公共の福祉を増進することを目的としています。

河川法が適用される区域としては、主に河川区域と河川保全区域の 2 種類があり、これらの区域内では一定の行為が規制されているため、該当する行為をしようとする場合には、河川管理者の許可を受ける必要があります。

なお、海草振興局建設部の管理河川については、河川保全区域の指定はありません。

河川区域【法第 6 条】

河川の水が継続して流れていたり、河川管理施設（堤防、護岸等）の敷地になっていたりする土地の区域等を指します。

法務局備付地図（公図）上、地番のない土地（いわゆる「白地」。「水」や「河川」と記載されている場合もあります。）のほか、所有者が国（内務省、建設省、国土交通省）や和歌山県の名義になっている土地の範囲がおおむね河川区域に当たります。

① 河川管理者の指定行為を要せず、法律上当然に河川区域となるもの

（ア）外見上、河川であると容易に認められる土地の区域（いわゆる「1号地」）

- ・ 河川の流水が継続して存する土地の区域
【例】通常、水が流れていたり、溜まっていたりする土地
- ・ 草木の生茂の状況その他の状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地
【例】砂利や石が露出していたり、水生植物（水草、葦、茅等）が生えたりしている土地（河原）

（イ）河川管理施設の敷地である土地の区域（いわゆる「2号地」）

【例】河川管理者が設置した堤防、護岸

② 河川管理者の指定行為によって河川区域となるもの（いわゆる「3号地」）

- ・ 堤外地（堤防から見て流水側の土地）の区域のうち、上記「1号地」と一体的に管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域
【例】通常、水に覆われることはなく、運動場として利用されたり、雑草が生い茂ったりしているが、増水時には水に覆われる土地（高水敷）

河川保全区域【法第 54 条】

河岸や河川管理施設（堤防、護岸等）を保全するため、これらに支障を及ぼす行為を規制する必要があるものとして指定された、河川区域に隣接する一定の区域を指します。

なお、海草振興局建設部の管理河川については、河川保全区域の指定はありません。

2. 許可を要する行為の種類

河川法の許可を要する行為について、主なものは次のとおりです。

(1) 河川区域内の土地の占用【法第 24 条】

河川区域内の土地を**占用**（注 1）しようとする場合は、本条の許可が必要です。

なお、河川区域内の土地であっても、**河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地**（注 2）については、河川管理者が当該土地に対する権原を有しないため、本条の許可の対象にはなりません。

（注 1）**占用** … 排他的・継続的に使用することをいいます。

（注 2）**河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地**

… 個人や法人等が権原（所有権、賃借権等）を有する土地が挙げられます。
土地の権原については、法務局の土地登記簿で確認してください。

(2) 河川区域内の土地における工作物の新築、改築、除却【法第 26 条】

河川区域内の土地において、**工作物**（注 3）の新築、改築（増築を含む。）、除却（撤去）をしようとする場合は、本条の許可が必要です。

なお、本条の対象は河川区域内の全ての土地であるため、河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地についても、本条の許可を受ける必要があります。

（注 3）**工作物** … 土地の地表に定着するものに限らず、上空に設けられるものや地下に埋設されるものも含まれます。

【例】道路、橋梁、水道管、排水管、電線、通信ケーブル、電柱
公共基準点、防災倉庫、防犯灯

また、河川管理施設となるものについては、法第 26 条の許可対象にはなりません（別途法第 20 条の許可が必要）。

(3) 河川区域内の土地の掘削等【法第 27 条】

河川区域内の土地において、土地の形状を変更する行為（掘削、盛土、切土等）や竹木の栽植（植栽）、伐採をしようとする場合は、本条の許可が必要です。

なお、本条の対象は河川区域内の全ての土地であるため、河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地についても、本条の許可を受ける必要があります。

ただし、法第 26 条の許可に伴う土地の形状を変更する行為のほか、**河川法施行令で定める軽易な行為**については、原則として本条の許可を要しません。

【 河川法施行令（昭和 40 年政令第 14 号）で定める軽易な行為 】

- ① 河川管理施設の敷地から 10 メートル以上離れた土地における**耕耘**
- ② 法第 26 条第 1 項の許可を受けて設置された取水施設又は排水施設の機能を維持するために
行う取水口又は排水口の付近に積もった土砂等の排除

など

このほか、**河川管理者以外の者の施行する河川工事等【法第 20 条】**、**流水の占用【法第 23 条】**、**土石等の採取【法第 25 条】**等についても、河川管理者の許可等を受ける必要があります。

詳しくは、該当河川を管理している部署までお問い合わせください。

3. 海草振興局建設部の管理河川

現在、海草振興局建設部が管理する河川は、次の5水系26河川であり、法第4条又は第5条の規定により、一級河川（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に属する河川）又は二級河川（公共の利害に重要な関係がある水系に属する河川）としての指定を受けています。

なお、海南工事事務所【所管：海南市、紀美野町】が管理する河川については、同事務所にお問い合わせください。

河川等級	水系名	河川名	管理区間（目安）
一級	紀の川	土入川	古川樋門下流端から紀の川合流点まで
		新堀川	松江北橋下流端から土入川合流点まで
		打手川	無名橋上流（平井地内）から延時橋上流端まで
		七箇川	無名橋下流端（市道楠見182号線終点付近）から七箇川水門上流端まで
		真田堀川	紀の川分流点から大門川合流点まで
		有本川	市道橋（四箇郷63号線）下流端から真田堀川合流点まで
		和歌川 （大門川）	【大門川】音浦分水工下流端から市堀川分流点まで 【和歌川】市堀川分流点から海に至るまで ※市堀川分流点を境に河川名が変わります。
		市堀川	和歌川分流点から築地川分流点まで
		築地川	鉄道橋（南海和歌山港線）上流端から湊橋上流端まで
		水軒川	築地川分流点から海に至るまで
		和田川	大河内地内から和歌川合流点まで
		杭ノ瀬川	無名橋下流端（杭ノ瀬地内）から和田川合流点まで
		津屋川	国道橋下流端から津屋川水門下流まで
		紀三井寺川	市道橋（名草61号線）上流端から布引橋上流端まで
		中津川	和田川分流点から紀三井寺川合流点まで
		鳴滝川	無名橋上流（園部地内）から水道橋上流まで
		千手川	合流点（直川地内）から千手川橋上流まで
		高川	①無名橋下流端（府中地内）から高川樋門上流まで ②大千賀排水樋門下流端から不破排水樋門上流まで
二王谷川	新池下流から高川合流点まで		
七瀬川	市道橋（山口西滝畑線）上流から鴨井排水樋門上流まで		
住吉川	市境界（和歌山市・岩出市）から紀の川合流点まで		
河川等級	水系名	河川名	管理区間
二級	清水川	清水川	無名橋下流から大川港橋上流端まで
	阿振川	阿振川	無名橋下流（休暇村紀州加太オートキャンプ場付近）から海に至るまで
	堤川	堤川	市道橋（西脇229号線）下流端から瀧見橋下流まで

	亀の川	亀の川	市境界（和歌山市・海南市）から海に至るまで
		大坪川	市境界（和歌山市・海南市）から亀の川合流点まで

※管理区間については、現在、海草振興局建設部が管理している区間の目安を示したものであり、指定告示等に基づく正確なものではありません。詳しくは該当河川を管理している部署までお問い合わせください。

※住吉川の上流側は那賀振興局建設部、亀の川と大坪川の上流側は海南工事事務所が管理しています。また、これら以外の河川の上流側については、主に和歌山市が管理しています。

4. 申請手続の概要

(1) 事前相談

「2. 許可を要する行為の種類」記載の行為をしようとする場合は、申請予定の内容について、可能な限り、メール（e1301631@pref.wakayama.lg.jp）でご相談していただき、許可の見込みを確認した上で、「5. 提出書類一覧」記載の必要書類を作成してください。

なお、この相談に際しては、参考となる資料（行為予定地に係る法務局備付地図〔公図〕、住宅地図、計画図面、現況写真等）を準備しておいてください。

※許可の見込みについては、申請手続の便宜を図るため、目的の必要性・相当性、河川管理上の支障の有無、許可基準への適合性等を総合的に考慮して担当部署の事務担当者が判断するものであり、申請があった場合に許可することを確約するものではありません。

(2) 許可申請

① 担当部署

(1) 海草振興局建設部管内の場合

<申請窓口>：和歌山県 海草振興局 建設部 管理保全課 河川管理グループ

【所在地】〒640-8312 和歌山市森小手穂 227 番地

【電話】073-488-6163（直通）

【メール】e1301631@pref.wakayama.lg.jp

【受付時間】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

9時00分～12時00分、13時00分～17時45分

(2) 海南工事事務所管内の場合

<申請窓口>：和歌山県 海草振興局 建設部 海南工事事務所 管理保全課

【所在地】〒642-0017 海南市南赤坂 19 番地

【電話】073-400-6461（直通）

【メール】※海南工事事務所へメールでの提出を希望する場合は、事前に同事務所河川担当者（073-400-6461）までお問合せください。

【受付時間】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

9時00分～12時00分、13時00分～17時45分

② 申請書類の提出部数

2部（正本1部、副本1部）

※副本1部は申請者控えとして預かり、許可書に添付して返却します。

※更新許可申請の場合は、副本の提出は必須ではありませんが、提出前には必ず申請書類の写し（コピー）を取り、次回の申請まで保管しておいてください。

※なお、海草振興局建設部 海南工事事務所 管理課あて許可申請書類を提出する際は、申請書及び添付書類を3部作成のうえ、1部を同事務所あて、残りの2部を行為場所が所在する市町村窓口へ申請すること。

- (ア) 占用場所が海南市の場合……………海南市役所 管理課
(イ) " が紀美野町の場合……………紀美野町役場 建設課

③ 申請書類の提出方法

担当部署（申請窓口）に持参する方法と郵送する方法があります。

なお、令和4年4月1日より、以下 QR コードによる電子申請システムを活用した河川占用許可申請も受け付けておりますので、適宜ご活用ください。



電子申請システム

(3) 申請から許可の決定までに必要となる期間

おおむね3週間程度を要します。

なお、許可を受けるまでは、許可を要する行為に着手できません（許可なく着手した場合は許可の取消しの対象となります。）ので、時間に十分な余裕を持って申請してください。

※申請内容を修正するための期間、県の休日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始）、申請者が申請中に内容の一部を変更するための期間、審査のために必要な資料の追加に要する期間等は、この期間には含まれません。

※申請の内容や混雑状況によっては、申請に不備等がない場合でも、実際の処理期間がこの期間を超えることがあります。

(4) 許可書の交付

許可の決定後、事務担当者から電話又はメールで連絡しますので、担当部署（申請窓口）まで許可書の受け取りにお越しくください（受付時間外の対応はできません）。

なお、受付時間内の来庁が困難である、遠方である、感染予防のため外出を自粛している等の理由により、郵送による交付を希望される場合は、申請書類の提出時に返信用封筒（詳細は「6. 申請書類作成要領」参照）を添付してください。

返信用封筒を提出していただいた場合に限り、許可書を郵送により交付します。

(5) 注意事項

- ・ 上記(1)の事前相談のほか、法規制の有無や河川区域の確認、申請の要否、申請書類等に関するお問い合わせについては、可能な限り、メール(e1301631@pref.wakayama.lg.jp)の利用にご協力をお願いします。なお、来庁される場合は、スムーズにご案内するために、

事前に担当部署にご連絡いただき、日程を調整してからお越してください。

※急な現場対応等により、担当者が急遽不在とする場合があります。

- ・ 出水期（6月16日～10月15日）中は、急な増水等のおそれがあるため、原則として工事の実施は認められません。ただし、堤外地（堤防から見て流水側の土地）での作業を伴わないものについては、特に支障がないと判断した場合、工事の実施を認めることがあります。

5. 提出書類一覧

申請様式及び添付図書	土地の占用 (第 24 条)	工作物の新築等 (第 26 条)	土地の掘削等 (第 27 条)
1 許可申請書【別記様式第八(甲)】	◎	◎	◎
2 土地の占用【乙の 2】	◎		
3 工作物の新築、改築、除却【乙の 4】		◎	
4 土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採【乙の 5】			◎
5 事業計画書(理由書)	◎	◎	◎
6 位置図	◎	◎	◎
7 付近見取図	◎	◎	◎
8 実測平面図	◎	◎	◎
9 実測断面図		◎	
10 土地の実測縦断面図及び実測横断面図			○
11 工作物の設計図(構造図)		◎	
12 土地の面積計算書及び丈量図(求積図)	◎		
13 工事の実施方法を記載した図書		◎	
14 他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書			
15 現況写真	◎	◎	◎
16 土地の権原に関する書面		○	○
17 他の行政庁の処分に関する書面	○	○	○
18 河川占用料減免申請書	○		
19 許可書の写し 又は 許可書紛失等届	○	○	○
20 委任状	○	○	○
21 返信用封筒	○	○	○
22 その他(特に指示するもの)	○	○	○

※◎印は提出が必須のもの、○印は必要に応じて提出の必要があるものを示します。

※複数の規定に基づく許可を同時に申請する場合は、必要書類のうち、共通(重複)するものの添付を省略することができます。

【例】第 24 条及び第 26 条第 1 項の許可を同時に申請する場合、両方の欄に◎印(提出必須)が付されている書類(事業計画書〔理由書〕等)がありますが、このような書類は 1 通の添付で足りません(同じ書類を 2 通添付する必要はありません)。

※複数の必要書類を 1 枚の用紙にまとめている場合は、表の記載に合わせてこれらを分割する必要はありません。

※土地の利用を主目的とする占有の場合で、当該占有に附属する工作物(公園の柵、遊具等)の新築等をするときは、【乙の 2】とともに、工作物について記載した【乙の 4】も添付してください。

6. 申請書類作成要領

申請書様式及び添付図書	作成要領
<p>1 許可申請書 【 別記様式第八(甲) 】</p>	<p>① 申請年月日は、原則として申請書の提出日としてください（郵送の場合は申請書の作成日）。</p> <p>② 申請者が法人等の場合で、当該法人等に文書番号があるときは、申請年月日の上に文書番号を併記してください。</p> <p>③ 申請者の住所（主たる事務所の所在地）、氏名（法人等の名称及び代表者の職氏名）、連絡先を記載してください。 ※申請者が個人の場合で、氏名を自署（申請者本人が署名）するときは押印不要です。なお、記名による場合（申請者本人が署名しない場合）は押印する必要がありますが、その際に使用する印章は認印で構いません。</p> <p>④ 複数人による共同申請の場合は、原則として、共同申請者の氏名を全て列記してください。 ただし、全ての共同申請者の住所・氏名を記載した書面と委任状を添付する場合は、「和歌山太郎 ^{ほか} 外〇〇名」、「代表者 和歌山太郎」等と記載することができます。</p> <p>⑤ 連絡先には、平日日中（9時00分～17時45分）に連絡可能な電話番号、メールアドレス等を記載してください。 また、申請者が法人等の場合は、申請担当者の所属部署名、氏名、電話番号、メールアドレス等を記載してください。</p> <p>⑥ 複数の規定に基づく許可を同時に申請する場合は、該当の条・項番号を全て記載してください。 【例】河川法第24条及び第26条第1項の許可</p> <p>⑦ 代理人による申請の場合は、申請者の連絡先の下に代理人の住所・氏名・連絡先を記載し、申請者（委任者）の自署又は記名押印のある委任状を添付してください。</p>
<p>2 土地の占用 【 乙の2 】</p>	<p>① 法第24条の申請をする場合で、<u>工作物の新築等（別途法第26条の許可が必要）を伴わない</u>ときは、この様式を提出してください。 【例】 ・土地の利用を主目的として占用する場合（公園、広場、運動場等） ・工事作業ヤード等として更地で占用する場合 ・河川内に盛土（別途法第27条の許可が必要）をした上で搬出入路として占用する場合 ・既設工作物に係る占用の場合で、前回許可から内容を変更せずに更新許可申請をするとき</p> <p>※土地の利用を主目的とする占用でも、附属する工作物（柵、遊具等）の新築等をする場合は、この様式と併せて「工作物の新築、改築、除却（乙の4）」（下欄3）の様式も添付してください。</p>
<p>2 土地の占用</p>	

<p>【 乙の2 】</p>	<p>② 許可の対象となる土地は、河川管理者がその権原に基づき管理する河川区域内の土地（国有地又は県有地）です。</p> <p>③ 占用の目的及び態様には、占有しようとする目的（田、畑、運動場、公園等を設置する等）を簡潔に記載し、さらにその占有方法の概要（態様）を記載してください。</p> <p>なお、既設工作物に係る占有の更新許可申請の場合は、占有しようとする目的を簡潔に記載し、その下段に既設工作物の名称・構造を記載してください。</p> <p>※既設工作物が複数あり、別紙にまとめる場合は、占有の目的の下段に「態様は別紙のとおり」と記載してください。</p> <p>④ 占有の場所には、法務局備付地図（公図）を確認した上、占有しようとする土地の地番（無番地の場合は最寄りの地番の地先）を、左岸と右岸に分けて記載してください。</p> <p>なお、占有しようとする土地が複数の土地にわたる場合は、起点（最も上流側にある土地の地番）と終点（最も下流側にある土地の地番）の2か所を記載すれば足ります。</p> <p>⑤ 占有面積には、占有しようとする土地の<u>水平投影面積（単位：平方メートル）</u>を小数第2位までの数値（小数第3位を四捨五入）で記載してください。</p> <p>なお、既設工作物のうち、<u>柵類、管類・線類、電柱・棒・くいに係る占有の更新許可申請の場合は、占有数量（占有延長、本数）</u>を記載してください。</p> <p>⑥ 占有の期間には、占有の目的を達成するための<u>必要最小限の期間</u>（公園、緑地、運動場等の場合は10年以内、それ以外は5年以内）を記載してください。</p>
<p>3 工作物の新築、改築、除却 【 乙の4 】</p>	<p>① 法第26条の申請をする場合に提出してください。</p> <p>【例】道路、橋梁、配管、通信ケーブル、電柱、公共基準点 防災倉庫、防犯灯</p> <p>② 許可の対象となる土地は、河川区域内の全ての土地（<u>河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する民有地等を含む。</u>）です。</p> <p>③ 目的には、工作物の新築等を行おうとする目的を簡潔に記載してください。</p> <p>なお、工作物の新築等と併せて土地の占有（法第24条の許可が必要）を要する場合（河川管理者がその権原に基づき管理する土地に工作物を新築等する場合は、工作物の新築等を行う目的と当該工作物の新築等に伴う土地の占有の目的が一致するように記載してください。</p> <p>④ 場所には、法務局備付地図（公図）を確認した上、占有しようとする土地の地番（無番地の場合は最寄りの地番の地先）を、左岸と右岸に分けて記載してください。</p>
<p>3 工作物の新築、改築、除却 【 乙の4 】</p>	

	<p>また、占用しようとする土地が複数の土地にわたる場合は、起点（最も上流側にある土地の地番）と終点（最も下流側にある土地の地番）の2か所を記載すれば足りります。</p> <p>⑤ 工作物の名称又は種類には、<u>主要な工作物の固有名詞（名称）又は一般名詞（種類）</u>を簡潔に記載してください。 なお、工作物が複数あり、別紙にまとめる場合は、「別紙のとおり」としてください。</p> <p>⑥ 工作物の構造又は能力には、主要な工作物の構造、能力、数量等を簡潔に記載してください。 なお、工作物が複数あり、別紙にまとめる場合は、「別紙のとおり」としてください。</p> <p>⑦ 工事の実施方法には、施工主体（直営又は請負の別）、具体的な施工手順等を記載してください。 なお、これらを記載した別紙（施工計画書、工程表等）を添付する場合は、「請負（別添施工計画書及び工程表のとおり）」等と記載することができます。</p> <p>⑧ 工期は、<u>占用の期間の範囲内（工期が占用の期間の前後に超過するのは不可）</u>において、<u>工作物の新築等のための工事に要する必要最小限の期間</u>を記載してください。 なお、特別な事情がない限り、<u>工期の変更が生じないよう適切な期間を設定</u>してください（工期を変更する場合は、その都度申請が必要です。）。</p> <p>⑨ 占用面積には、工作物の新築等に伴って占用しようとする土地の水平投影面積（単位：平方メートル）を小数第2位までの数値（小数第3位を四捨五入）で記載してください。 なお、新築等に係る工作物が、<u>柵類、管類・線類、電柱・棒・くいに該当する場合は、占用数量（占用に係る延長、本数）</u>を記載してください。</p> <p>⑩ 占用の期間には、<u>占用の目的を達成するための必要最小限の期間（基本的に5年以内）</u>を記載してください。</p>
<p>4 土地の形状の変更、 竹木の栽植、竹木の伐採 【 乙の5 】</p> <p>4 土地の形状の変更、 竹木の栽植、竹木の伐採 【 乙の5 】</p>	<p>① 法第27条の申請をする場合に提出してください。</p> <p>② 許可の対象となる土地は、河川区域内の全ての土地（<u>河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する民有地等を含む。</u>）です。</p> <p>③ 行為の場所は、法務局備付地図（公図）を確認した上、占用しようとする土地の地番（無番地の場合は最寄りの地番の地先）を、左岸と右岸に分けて記載してください。 また、占用しようとする土地が複数の土地にわたる場合は、起点（最も上流側にある土地の地番）と終点（最も下流側にある土地の地番）の2か所を記載すれば足りります</p> <p>④ 行為の期間には、<u>必要最小限の期間</u>で適切に設定した工期</p>

	を記載してください。
5 事業計画書（理由書）	<p>① <u>占用等に関する事業計画の概要及び占用等の必要性を記載してください（事業計画の概要及び目的を記載した工事概要書等の添付でも可）。</u></p> <p>② 工作物の設置を伴う場合（既設工作物に係る占用の更新許可申請を含む。）は、<u>河川区域内に工作物を設置しなければならない合理的な理由（河川区域外の土地に設置することを検討したが、設置が不可能であり、最終手段として河川区域内の土地を選定した経緯等）</u>を明記してください。</p>
6 位置図	<p>① 縮尺は5万分の1程度としてください（Web 地図使用可）。</p> <p>② 占用しようとする土地の位置を赤丸印等で明示し、赤字で「申請箇所」と付記してください。</p>
7 付近見取図	<p>① 縮尺は1,500分の1程度（一般的な住宅地図相当の縮尺）としてください（Web 地図使用可）。</p> <p>② 占用しようとする土地の位置を赤丸印等で明示し、赤字で「申請箇所」と付記してください。</p>
8 実測平面図	<p>① 縮尺は<u>100分の1～500分の1程度（申請に係る土地の状況を図示する上で最適な縮尺）</u>としてください。</p> <p>② 申請に係る行為により当該河川に影響があると思われる区域まで<u>実際に測量</u>し、図面を作成してください。</p> <p>③ 河川の名称、流水の方向（矢印で表示）、周辺の状況（地形、地上物件等）、方位等を記載し、河川との位置関係を明確にしてください。 ※<u>図面には河川（流水部）・堤防を必ず含めてください。</u></p> <p>④ 河川区域線（官民境界線）を赤色実線（下記⑤の範囲を示した実線と判別しにくい場合は青色実線等）で正しく図示してください。</p> <p>⑤ 申請に係る土地の範囲と行為（工作物の新築等及びそれに伴う土地の形状を変更する行為を含む。）の範囲を赤色実線で図示してください。</p> <p>⑥ 実測断面図（下欄9）を添付する必要がある場合は、当該実測断面図と照合できるように測点等（例：A-A'）を記載してください。</p>
9 実測断面図	<p>① 縮尺は<u>50分の1～250分の1程度（申請に係る土地の状況を図示する上で最適な縮尺）</u>としてください。</p> <p>② 申請に係る行為により当該河川に影響があると思われる区域まで<u>実際に測量</u>し、図面を作成してください。</p>
9 実測断面図	<p>③ 河川の名称、周辺の状況（地形、地上物件等）等を記載し、河川との位置関係を明確にしてください。 ※<u>図面には河川（流水部）・堤防を必ず含めてください。</u></p> <p>④ 河川区域線（官民境界線）を赤色実線（下記⑤の範囲を示</p>

	<p>した実線と判別しにくい場合は青色実線等)で正しく図示してください。</p> <p>⑤ 実測平面図(上欄8)と照合できるように測点等(例:A-A')を記載してください。</p>
10 土地の実測縦断面図及び実測横断面図	<p>① 土地の形状を変更する行為をしようとする場合は、当該行為に係る計画地盤高を記載した実測縦断面図及び実測横断面図を提出してください。</p> <p>② 縮尺は<u>100分の1～500分の1程度</u>(申請に係る土地の状況を図示する上で最適な縮尺)としてください。</p>
11 工作物の設計図(構造図)	<p>① 構造を平面的・断面的に確認できるものとしてください。</p> <p>② 縮尺は実測平面図又は実測断面図と同程度で、<u>工作物の構造を表示する上で最適なもの</u>としてください。</p>
12 土地の面積計算書及び丈量図(求積図)	<p>① 単位は、<u>長さについては「メートル」とし、面積については「平方メートル」として</u>ください。</p> <p>② 小数点以下の端数がある場合は、<u>小数第3位を四捨五入し、小数第2位までを記載</u>してください。</p> <p>③ 申請に係る土地の<u>水平投影面積</u>(土地を真上から見たときの面積)を求めてください。</p> <p>④ 管類・線類を設置する場合は、<u>占用又は行為に係る実延長・総延長を求めてください。なお、外径(単位:ミリメートル)についても記載</u>してください。</p> <p>※この「総延長」とは、実延長に設置条数(本数)を乗じた延長をいい、これが「占用延長」に当たります(実延長×条数[本数]=総延長=占用延長)。</p> <p>なお、一束化設備内に添架する場合は、設備内の添架条数にかかわらず、1条とみなします(実延長=占用延長)。</p>
13 工事の実施方法を記載した図書	<p>① 具体的な施工手順、安全対策(緊急時の体制等)、交通対策(交通規制の有無等)、河川管理施設を損傷しないための対策(敷鉄板による養生等)等を記載してください。</p> <p>② <u>工事全体の工程表を必ず添付</u>してください。</p> <p>③ 工事に伴う産業廃棄物の排出が想定される場合は、その処理方法を記載してください。</p>
14 他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書	<p>土地の形状を変更する行為をしようとする場合で、当該行為により他の事業に影響を及ぼすことが予想される時は、その内容とそのため講じる対策の概要を記載した図書を提出してください。</p>
15 現況写真	<p>① 申請に係る土地の全体の現況(現在の状況)を確認できるものとしてください。</p> <p>ただし、申請に係る土地が複数に及ぶ場合(広域的に占用しようとする場合)等は、一定の区間ごとに撮影したものでも構いません。</p>

	<p>② <u>直近3か月以内に撮影したもの</u>としてください。 ※過去の申請に使用した写真の使い回しは不可とします。</p>
16 土地の権原に関する書面	<p>工作物の新築等に係る土地が、河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地（民有地等）である場合は、申請者が当該土地の権原（所有権、賃借権等）を有することを示す書面（登記事項証明書等）又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面（売買契約書の写し等）を提出してください。</p>
17 他の行政庁の処分に関する書面	<p>他の行政庁の許可等の処分を受ける必要がある場合（道路占用許可を要する場合等）は、当該処分を受けていることを示す書面（許可書の写し等）又は受ける見込みに関する書面（許可申請書の写し等）を提出してください。</p>
18 河川占用料減免申請書 【参考様式】	<p>河川占用料（流水占用料、土地占用料、土石採取料その他の河川産出物採取料の総称）の減免を申請する場合は、この様式を提出してください。 ※公益上の必要性が認められる場合に限りです。</p>
19 許可書の写し 又は 許可書紛失等届 【参考様式】	<p>① 既許可がある場合（新規の許可申請以外）は、必ず許可書の写しを提出してください。 ※<u>原本は提出しないでください</u>。また、原本証明は不要です。 ② 許可書を紛失等した場合は、申請者の自署又は記名押印のある「許可書紛失等届」を提出してください。</p>
20 委任状 ※代理人による申請の場合	<p>代理人による申請の場合は、申請者（委任者）の自署又は記名押印のある委任状を添付してください。 ※記名による場合に使用する印章は認印で構いません。</p>
21 返信用封筒 ※許可書の郵送を希望する場合	<p>① <u>許可書の交付に際しては、原則、来庁していただく必要がありますが</u>、返信用封筒を提出していただければ、郵送での受け取りが可能です。 ② 返信用封筒には、<u>返信先の郵便番号・住所・氏名を記載し、返送に必要な額の切手を貼付</u>してください。</p>
22 その他（特に指示するもの）	<p>担当部署から特に指示があった場合は、上申書（顛末書）、法務局備付地図（公図）の写し、利害関係者の同意書等の資料を提出してください。</p>

7. 許可を受けた後の諸手続及び注意事項

(1) 申請内容との差違が生じることが予想される場合

許可を受けた行為については、申請内容のとおりを実施しなければなりません。万一、許可を受けた期間（工期）内での完了が困難になったり、施工時に設計図面の一部変更が必要になったりして、申請内容との差違が生じることが予想される場合は、速やかに担当部署に連絡し、指示を受けてください。

※無断で工期を延長したり、設計図面の一部を変更したりした場合、許可の取消しの対象となることがありますので、必ず担当部署に連絡するようにしてください。

(2) 許可を受けた行為（工事）を完了した場合

工作物の新築等【法第 26 条】、土地の掘削等【法第 27 条】の許可を受けた行為（工事）を完了した場合は、当該許可に付された条件に従い、完了後速やかに、現場写真（施工前、施工中、施工後の状況が分かるもの）等を添付した「工事完了届」を提出してください。

※様式・記載例は様式集【[参考様式（工事完了届）](#)】参照。詳しくは担当部署までお問い合わせください。

(3) 許可を受けた行為（工事）を中止した場合

天災その他やむを得ない事由により、土地の占用【法第 24 条】、工作物の新築等【法第 26 条】、土地の掘削等【法第 27 条】の許可を受けた行為（工事）を中止した場合は、速やかに担当部署に連絡し、指示を受けてください。

(4) 許可を受けた者の住所・氏名に変更があった場合

許可を受けた者の住所・氏名に変更があった場合（許可を受けた後、引っ越ししたり、結婚して氏〔名字〕が変わったりした場合）は、占用許可台帳に反映する必要がありますので、速やかに担当部署に連絡してください。

(5) 許可等に基づく地位を承継する場合【法第 33 条】

流水の占用【法第 23 条】、土地の占用【法第 24 条】、土石等の採取【法第 25 条】、工作物の新築等【法第 26 条】、土地の掘削等【法第 27 条】の許可、流水の占用【法第 23 条の 2】の登録を受けた者の一般承継人（相続人、合併又は分割により設立される法人等）については、これらの許可等に基づく地位を承継しますが、本条に基づき、承継した日（相続の場合は被相続人の死亡日）から 30 日以内に届出をする必要があります。

※様式・記載例は様式集【[別記様式第十一](#)】参照。詳しくは担当部署までお問い合わせください。

(6) 許可等に基づく権利を譲渡しようとする場合【法第 34 条】

流水の占用【法第 23 条】、土地の占用【法第 24 条】、土石等の採取【法第 25 条】の許可、流水の占有【法第 23 条の 2】の登録に基づく権利を他人に譲渡しようとする場合は、本条の承認を受ける必要があります。

なお、一般承継人（相続人、合併又は分割により設立される法人等）については、本条の承認の対象ではありませんが、[上記\(5\)](#)の届出をする必要があります。

※様式・記載例は様式集【[別記様式第十二](#)】参照。詳しくは担当部署までお問い合わせください。

(7) 工作物の用途を廃止した場合【法第 31 条】

工作物の新築等【法第 26 条】の許可を受けて設置した工作物の用途（本来の用法に従った使用）を廃止した場合は、速やかに届出をする必要があります。

※工作物の用途を廃止した場合は、原則として、工作物の除却【法第 26 条】の許可を受けて当該工作物を撤去する必要があります。なお、用途廃止の届出については、工作物の除却に係る許可申請や占用廃止の届出と同時に行っても構いません。

※様式は様式集【[参考様式（用途廃止届）](#)】参照。詳しくは担当部署までお問い合わせください。

(8) 土地の占用を廃止した場合【和歌山県河川管理規則第 7 条】

土地の占用【法第 24 条】の許可に係る行為（占用）を廃止した場合は、その事由が生じた日から 1 か月以内に届出をする必要があります。

※許可の失効（許可期間の満了）により占用を廃止した場合も必ず届け出てください。

※様式は様式集【[参考様式（占用廃止届）](#)】参照。詳しくは担当部署までお問い合わせください。

(9) その他注意事項

- ・ 許可書については、申請書類の副本（申請者控え）とともに大切に保管してください。
- ・ 許可書の内容を熟読の上、許可に付された条件及び関係法令（河川法、和歌山県河川法施行条例、和歌山県河川管理規則等）を遵守してください。
- ・ 許可を受けた行為の実施に際しては、許可に付された条件も含めて周知徹底の上、申請内容のとおりに行ってください。
- ・ 河川占用料（流水占用料、土地占用料、土石採取料その他の河川産出物採取料の総称）については、担当部署から納入通知書（納付書）を送付しますので、必ず納期限までに納付してください。なお、納期限までに納付されなかった場合は、地方税の滞納処分の例により、延滞金の徴収や財産の差押えを行うことがあります。
- ・ 許可に係る土地及び工作物の維持管理（清掃、草刈り等を含む。）は、許可を受けた者の責任で適切に行ってください。なお、工作物の増改築をしようとする場合は、工作物の新築等【法第 26 条】の許可を受ける必要があります。
- ・ 許可書を紛失等された場合は、申請に基づき再発行しますので、「許可書紛失等届兼再交付申請書」を提出してください。

※様式・記載例は様式集【[参考様式（許可書紛失等届兼再交付申請書）](#)】参照。詳しくは担当部署までお問い合わせください。

様式集

許 可 申 請 書

法人等で文書番号がある場合は記載

△第○○○○○○○○○号
令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住 所 〒640-8312
和歌山市森小手穂 227 番地

氏 名 ふり がな 株式会社紀伊国 きいのくに
代表取締役 和歌山 一郎 わかやま いちろう
連絡先 総務部業務第一課 ○○
073-XXX-XXXX

代理人による申請の場合は、申請者の下段に代理人の住所・氏名・連絡先を記載

代理人 住 所 〒640-8146
和歌山市一番丁 3 番地

氏 名 ふり がな 行政書士 伏虎 次郎 ふっこ じろう
連絡先 090-XXXX-XXXX

複数の規定に基づく許可を同時に申請する場合は、該当の条・項番号を全て記載
【例】第 24 条及び第 26 条第 1 項

別紙のとおり河川法第○○条の許可を申請します。

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 本様式の（乙の1）から（乙の9）までのうち、該当するものを添付すること。
- 3 正本及び副本各1部を海草振興局建設部管理保全課に提出すること。

(乙の2)

(土地の占有)	
1 河川の名称 紀の川水系 和歌川	①工作物の設置を伴わない場合 →田、畑、運動場、公園等を設置するために使用する旨(目的)を記載し、さらにその使用方法の概要(態様)を記載 【例】和歌山〇〇親水公園 (野球場2面、芝生広場1面)
2 占有の目的及び態様 和歌山〇〇親水公園	②既設工作物に係る占有の場合で、前回から内容を変更せずに更新許可申請をするとき →占有しようとする目的を簡潔に記載し、その下段に既設工作物の名称・構造を記載 【例】上水道配管(給水管) ポリエチレン管(φ20mm)
3 占有の場所 (左岸)和歌山市〇〇12番3地先から〇〇45番地先まで (右岸)和歌山市△△67番地先から△△89番1地先まで	占有しようとする土地が複数にわたる場合は、起点(最も上流側の土地)と終点(最も下流側の土地)の2か所を記載
4 占有面積 123.46 m ²	占有しようとする土地が河川の両岸にわたる場合は、左岸と右岸に分けて記載
5 占有の期間 許可の日から令和〇年〇月〇日まで	占有の目的を達成するための必要最小限の期間を記載 ①公園、緑地、運動場等 → 10年以内 ②上記以外 → 5年以内

備考

- 「占有の目的及び態様」については、田、畑、運動場、公園等を設置する等のため使用する旨を記載し、さらにその使用方法の概要を記載すること。
- 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の4)

(工作物の新築、 改築、除却)	← 該当しない項目は二重線で削除
1 河川の名称 紀の川水系 和田川	工作物の新築等を行おうとする理由を簡潔に記載 【例】道路、橋梁、上水道配管、通信、配電、公共基準点、水防倉庫、防犯灯
2 目的 道路 (県道〇〇△△線)	占有しようとする土地が複数にわたる場合は、起点 (最も上流側の土地) と終点 (最も下流側の土地) の2か所の記載で可
3 場所 和歌山市〇〇12番地先から和歌山市△△34番5地先まで	
4 工作物の名称又は種類 県道〇〇△△線	主要な工作物の固有名詞 (名称) 又は一般名詞 (種類) を記載 【例】県道〇〇△△線 (固有名詞) 光ファイバーケーブル (一般名詞)
5 工作物の構造又は能力 道路 延長〇m、幅員〇m アスファルト舗装 延長〇m、幅員〇m、舗装厚〇cm ガードレール 延長〇m、カーブミラー 〇基、自由勾配側溝 延長〇m	主要な工作物の構造、能力、数量等を簡潔に記載
6 工事の実施方法 請負 (別添施工計画書及び工程表のとおり)	施工主体 (直営又は請負の別)、具体的な施工手順等を記載 施工計画書等を添付する場合は、記載例のとおり記載で可
7 工期 許可の日から令和3年3月31日まで	占用の期間 (下記9) の範囲内において、工作物の新築等のための工事に要する必要最小限の期間を記載 (工期が占用の期間の前後に超過するのは不可)
8 占有面積 123,456.79 m ²	小数点以下の端数がある場合は、小数第3位を四捨五入して小数第2位まで記載 【例】123,456.789 m ² →123,456.79 m ² と記載
9 占用の期間 許可の日から令和7年3月31日まで	占用の目的を達成するための必要最小限の期間を記載 (基本的に5年以内)

備考

- 1 「(工作物の新築、改築、除却)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 2 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地における工作物の新築、改築、又は除却にあつては、「占有面積」及び「占用の期間」については、記載しないこと。
- 3 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

(乙の5)

(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)	
1 河川の名称	紀の川水系 和歌川
2 行為の目的	和歌山〇〇親水公園整備に伴う地下埋設物調査
3 行為の場所及び行為に係る土地の面積	和歌山市〇〇12番3地先 12.35 m ²
4 行為の内容	掘削 深さ 2.00m
5 行為の方法	重機（バックホウ1台）及び人力による掘削を行う。 掘削による発生土は申請地の外で処分する。 掘削箇所は再生砕石により埋め戻し、舗装及び路盤は原形どおり復旧する。
6 行為の期間	許可の日から令和〇年〇月〇日まで

該当しない項目は二重線で削除

土地の形状変更（掘削、盛土、切土等）、竹木の栽植・伐採を行おうとする理由を簡潔に記載

法務局備付地図（公図）を確認し、行為をしようとする土地の地番（無番地の場合は最寄りの地番の地先）を記載

【例：土地の形状変更】
行為に係る土量（立法メートル）ではなく行為に係る土地の水平投影面積（平方メートル）を記載

申請書枠外の備考2に従って記載

申請書枠外の備考3に従って記載

必要最小限の期間で適切に設定した工期を記載

備考

- 「(土地の形状の変更、竹木の栽植、竹木の伐採)」の箇所には、該当するものを記載すること。
- 「行為の内容」の記載については、次のとおりとすること。
 - 土地の形状を変更する行為にあつては、掘削、盛土、切土その他の行為の種類及び掘削又は切土の深さ、盛土の高さ等を記載すること。
 - 竹木の栽植又は伐採にあつては、竹木の種類及び数量を記載すること。
- 「行為の方法」の記載については、次のとおりとすること。
 - 機械を使用して土地の形状を変更する場合にあつては、その機械の種類、能力及び数を記載すること。
 - 行為に係る土石等の搬出又は搬入の方法及び経路を付記すること。
- 許可を受けた事項の変更の許可の申請にあつては、変更しない事項についても記載し、かつ、変更する事項については、変更前のものを赤色で併記すること。

河 川 占 用 料 減 免 申 請 書

令和 年 月 日

許可申請書と同じ日付を記載

和歌山県知事 様

申請者 住 所 〒

ふり がな
氏 名

印

連絡先

本申請に係る河川占用料（流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料を総称していう。）については、和歌山県河川法施行条例第4条の規定により、減免して下さるよう申請します。

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 正本1部を海草振興局建設部管理保全課に提出すること。

許可書紛失等届（兼再交付申請書）

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

届出人 住 所 〒
(申請者)

ふり がな
氏 名

連絡先

河川法第 条の規定に基づく許可書を（ ~~紛失~~ ・ ~~滅失~~ ・ ~~毀損~~ ）したので、
下記のとおり（ 届け出ます。 ~~再交付を申請します。~~ ）

該当しない項目は二重線で削除

記

1 河川の名称

亀の川水系 亀の川

許可書を確認し、許可の日付と文書番号を
記載（許可書を紛失・滅失した場合は空欄）

2 許可の年月日及び番号

令和〇年〇月〇日付け和歌山県指令海建管第〇〇〇〇〇〇〇〇号

3 添付書類

許可書原本（毀損した場合のみ）

許可書の毀損（破損、汚損）に
より再交付を申請する場合は、
許可書原本を添付

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 正本1部を海草振興局建設部管理保全課に提出すること。

地 位 承 継 届

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

届出人 住 所 〒640-8269
和歌山市小松原通一丁目 1 番地

ふり がな あま たろう
氏 名 海部 太郎

連絡先 090-XXXX-XXXX

河川法第33条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 河川の名称

紀の川水系 中津川

【例：相続】

被相続人（死亡した者）の最後の住所と氏名を記載

2 被承継人 住 所 〒640-8269 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

ふり がな あま ふくたろう
氏 名 海部 福太郎

【例：相続】

被相続人（死亡した者）の死亡日を記載

3 承継の年月日

令和〇年〇月〇日

【例】

・被相続人の死亡による相続
・会社分割による事業承継
・会社合併による事業承継

4 承継に関する事実

被承継人の死亡による相続

許可書を確認し、許可の日付と文書番号を記載（許可書を紛失・滅失した場合は空欄）

5 許可等の年月日及び番号

令和〇年〇月〇日付け和歌山県指令海建管第〇〇〇〇〇〇〇〇号

6 許可等の内容及び条件の概要

和歌山市△△12番3地先

生活排水 硬質塩化ビニル管（φ20mm） 3.40m

許可書記載の①場所、②目的、③主要な工作物（工作物の設置を伴う場合）、④面積・数量を転記

備考

- 1 届出人又は被承継人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 「承継に関する事実」の記載については、承継の原因及び承継した地位の内容を詳細に記載すること。
- 3 正本1部を海草振興局建設部管理保全課に提出すること。

権利譲渡承認申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 譲り渡そうとする者

住所 〒640-8269

和歌山市小松原通一丁目1番地

ふりがな あま たろう
氏名 海部 太郎

連絡先 090-XXXX-XXXX

譲り受けようとする者

住所 〒640-8262

和歌山市湊通丁北一丁目2番地1

ふりがな なぐさ はなこ
氏名 名草 花子

連絡先 (自宅) 073-XXX-XXXX

(携帯) 090-XXXX-XXXX

次のとおり河川法第34条第1項の承認を申請します。

1 河川の名称

紀の川水系 大門川

2 譲渡しようとする権利の内容

河川法第24条の許可に基づく土地の占有

許可書を確認し、許可の日付と文書番号を記載（許可書を紛失・滅失した場合は空欄）

3 許可等の年月日及び番号

令和〇年〇月〇日付け和歌山県指令海建管第〇〇〇〇〇〇〇〇号

4 許可等の内容及び条件の概要

和歌山市〇〇123番地先

上水道配管（給水管） ポリエチレン管（φ20mm） 1.20m

許可書記載の①場所、②目的、③主要な工作物（工作物の設置を伴う場合）、④面積・数量を転記

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 正本1部を海草振興局建設部管理保全課に提出すること。

工 事 完 了 届

令和 年 月 日

和歌山県海草振興局建設部長 様

届出人 住 所 〒

ふり がな
氏 名

連絡先

許可書を確認し、許可の日付と文書番号
を記載

令和○年○月○日付け和歌山県指令海建管第○○○○○○○○号で許可を受けた
工作物の改築（変更）に係る工事については、令和△年△月△日に完了したので、許可条
件に基づき次のとおり届け出ます。

許可に係る土地（現場）での作業が全て
終了した日を記載

許可書本文の一部を転記
【例】・工作物の新築
・工作物の改築（変更）
・工作物の除却
・土地の掘削等

備考

- 1 届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 正本1部を海草振興局建設部管理保全課に提出すること。

用 途 廃 止 届

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

届出人 住 所 〒

ふり がな
氏 名

連絡先

令和 年 月 日付け和歌山県指令海建管第 号で許可を受けた
工作物については、令和 年 月 日に用途を廃止したので、河川法第31条第1
項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 河川の名称
- 2 目的
- 3 場所
- 4 工作物の名称又は種類
- 5 廃止の理由

備考

- 1 届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 正本1部を海草振興局建設部管理保全課に提出すること。

占 用 廃 止 届

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

届出人 住 所 〒

ふりがな
氏 名

連絡先

令和 年 月 日付け和歌山県指令海建管第 号で許可を受けた
河川区域内の土地の占用については、令和 年 月 日に廃止したので、和歌山県
河川管理規則（昭和40年規則第71号）第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 河川の名称
- 2 占用の目的及び態様
- 3 占用の場所
- 4 占用面積
- 5 占用の期間
- 6 廃止の理由

備考

- 1 届出人が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 正本1部を海草振興局建設部管理保全課に提出すること。